

第4章 社会福祉法人の運営

第1節 評議員会

1 評議員会の権限

評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。

従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される【法第45条の8第2項】。

なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない【同条第3項】。

(社会福祉法人定款例で定める決議事項)

- ① 理事及び監事の選任及び解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他、評議員会で決議するものとして、法令または定款で定められた事項

法第45条の8 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

2 評議員会の運営

改正法により、定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行うこととなるが、その評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うことが原則である。具体的な手続は以下のとおり。

(1) 評議員会の招集

① 評議員会の招集権者

評議員会の招集権限は、原則として理事にある【法第45条の9第3項】。なお、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項（以下「議題」という。）及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる【法第45条の9第4項】。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる【法第

45条の9第5項】。

② 招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず、①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案といった招集事項を理事会の決議により定めることが必要である【法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第181条。】。なお、議案については、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）としている【施行規則第2条の12】

③ 招集通知

次に、招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の一週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出することが必要である【法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第1項】。通知は、電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾が必要である【法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第2項】。なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる【法第45条の9第10項において準用する一般法人法第183条】。

(2) 評議員会の決議

評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない【法第45条の9第9項】。また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており【法第38条、民法第644条】、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行うことが必要であるからである。ただし、出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。なお、この議決権の行使に関する規律については、理事会と同様である。

(3) 評議員会の決議の省略

理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる【法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項】。この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない【法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第2項】。なお、議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終了したものとみなされる【法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第4項】。

(4) 評議員の権限

評議員個々についても、以下の権限が付与されている。

① 議題の提案権

評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができる【法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条】。ただし、この請求は、評議員会の日の四週間前（定款による短縮が可能）までにしなければならない。これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項については、決議することができないため【法第45条の8第2項】、評議員会の日の一週間前までに発出する招集通知に議題を記載できるようにする必要があるからである。

② 議案の提案権

評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができる【法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条】。この場合、法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条において、「評議員は、理事に対し、評議員会の日の四週間前までに、議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる」と規定されていることから、評議員が議案を提案する場合は、評議員会における議論を有益なものとするため、事前に他の評議員や執行機関である理事において十分な検討時間を確保することが法の趣旨である。

③ 評議員会招集権

評議員会の招集権限は、原則として理事にあるが【法第45条の9第3項】、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる【法第45条の9第4項】。また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる【法第45条の9第5項】。

ア 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

イ 前項の規定による請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

この場合、所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。

法第38条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

法第45条の9 3 評議員会は、第5項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

9 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第45条の19第6項において準用する同法第109条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条から第183条まで及び第192条の規定は評議員会の招集について、同法第194条の規定は評議員会の決議について、同法第195条の規定は評議員会への報告について、それ

ぞれ準用する。この場合において、同法第 181 条第 1 項第 3 号及び第 194 条第 3 項第 2 号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

施行規則第 2 条の 12 法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条第 1 項第 3 号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）とする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 182 条 評議員会を招集するには、理事（第 180 条第 2 項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 183 条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 184 条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 185 条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 186 条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第 182 条第 1 項又は第 2 項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終了したものとみなす。

3 評議員の任期等

評議員の任期は、法第41条により、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了する時までとし、再任は妨げないが、定款でその任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了する時まで伸長することは可能である。

また、次期評議員の選任は任期終了前に行わなくてはならない。

なお、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任することができ、定款によってその任期を前任者の残任期間とすることが可能である（定款で定めない場合には、補欠として選任された評議員の任期と他の評議員の任期が異なるので注意すること。）。

さらに、定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有することとなる。

法第41条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了する時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとするのを妨げない。

第2節 理事及び理事会

1 役割

理事は、社会福祉法人の業務を決定する重要な役割を担い、理事会はその決定機関である。理事会における法人業務の決定には次の観点が必要となる。

(1) 組織経営

- ア 法人本部の機能の充実・強化
- イ 法人経営に係る企画・立案機能の強化
- ウ 計算書類の公開等による経営の透明性の確保

(2) 事業管理

- ア 法人におけるサービス提供にあたっての理念の明示
- イ 安定的な事業経営及び事業経営の拡大等の経営に関する目標（経営方針）の設定
- ウ 中長期的な計画及び短期的な事業計画の作成
- エ サービス管理体制（サービスの管理、質の評価、苦情対応、危機管理）

(3) 財務管理

- ア 基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の適正な管理
- イ 法人の予算（補正を含む）管理及びその適正な執行
- ウ 決算状況の把握と将来的な法人の財務計画

(4) 人事管理

ア 施設長の任免ほか、法人の重要な人事

2 権限

社会福祉法改正により、理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。

法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

(理事会における法定決議事項)

- ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条）
- ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長 法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号）
- ・重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号）
- ・多額の借財（法第45条の13第4項第2号）
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号）
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号）
- ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）
※一定規模を超える法人のみ（法施行令第13条の3）
- ・競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項）
- ・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項）
- ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）
- ・その他の重要な業務執行の決定

① 理事会の組織

理事会は、全ての理事で組織される【法第45条の13第1項】。

② 理事会の職務

ア 業務執行の決定

理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定を行う【法第45条の13第2項第1号】。

イ 理事の職務執行の監督

理事会は、理事の職務の執行を監督する【法第45条の13第2項第2号】。

ウ 理事長の選定および解職

理事会は、理事長の選定及び解職を行う【法第45条の13第2項第3号及び同条第3項】。

③ 理事に委任することができない事項

社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている【同条第4項】。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

法第 45 条の 13 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 (略)

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

3 役員の選任

役員（理事及び監事）は、評議員会の決議によって選任する。

なお、定款に基づき役員を選任を行った場合、次の書類を備える必要がある。

① 評議員会議事録

② 理事・監事の就任承諾書（任期を入れたもの）

③ 履歴書

④ 委嘱状（任期を入れたもの）

*法律上「委嘱」という行為は規定されていないが、権利義務関係を明確にするため作成することが望ましい。

⑤ 身分証明書（誓約書等でも可）

⑥ 役員名簿

※ 役員名簿の要件

ア 役職名

イ 氏名

ウ 生年月日(年齢)

エ 住所

オ 職業及び役員選任区分を示す経歴

カ 現就任年月日・任期

- キ 親族等特殊関係人の有無
- ク 役員選任区分（学識経験者等）

4 役員任期等

役員（理事及び監事）の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了する時までとし、再任は妨げないが、定款で短縮することは可能である。【法第45条】

また、次期役員を選任は任期終了前に行わなくてはならない。

なお、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任することができ、定款によってその任期を前任者の残任期間とすることが可能である（定款で定めない場合には、補欠として選任された役員任期と他の役員任期が異なるので注意すること。）。【法第43条第2項】

さらに、定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有することとなる。【法第45条の6】

法第45条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

法第45条の6 この法律又は定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

5 役員解任

役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

法第45条の4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって当該役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

6 理事会の運営

(1) 理事会の招集

ア 理事会の招集権者

理事会の招集権限は、原則として各理事にある【法第45条の14第1項本文】。ただし、定款の定めまたは理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができる【同項ただし書】。

この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる【同条第2項】。この請求のあった日から5日以内に、当該請求が

あった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる【同条第3項】。

イ 招集通知

理事会を招集する者は、理事会の日の原則として1週間（定款による短縮が可能）前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない【法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条1項】。

通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、書面又は電磁的方法（電子メール等）との限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えない。また、議題を通知することも必須ではない。

なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。なお、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事的全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい【法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条2項】。

(2) 理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行う【法第45条の14第4項】。理事会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない【同条第5項】。

また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており【法第38条、民法第644条】、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからである。

ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。

(3) 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略【法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条】。

理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が当該案件について異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。

これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためである。

なお、理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからである。

理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができる【法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条第1項】。ただし、法第46条の17第9項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することができない【法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条2項】。

(4) 理事会の議事録等

理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款で署名又は記名押印しなければならない者を出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長）及び監事が署名又は記名押印しなければならない。【法第45条の14第6項】。

議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければならない【同条第7項。施行規則第2条の18】。

理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される【同条第8項】。

議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録（以下、議事録と併せて「議事録等」という）も同様である【法第45条の15第1項】。

評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事又は監事の責任を追及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができる【同条第2項、第3項】。

① 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

② 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法【施行規則第2条の3】により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求

裁判所は、債権者が議事録等の閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができない【同条第4項】。

議事録は、書面又は電磁的記録により作成し【施行規則第2条の17第2項】、下記の事項を内容とするものでなければならない。

ア 通常の理事会の事項【同条第3項】

(ア) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(イ) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

- ・ 理事の請求を受けて招集されたもの
- ・ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの（※ 理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、記載

は不要。)

- ・ 監事の請求を受けて招集されたもの
- ・ 監事の請求があつたにもかかわらず、所定の期間内に理事会が招集されないため、請求をした監事が招集したもの

(ウ) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(エ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(オ) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- ・ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
- ・ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
- ・ 理事会で述べられた監事の意見

(カ) 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名

(キ) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

(ク) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

イ 理事会の決議の省略の場合の事項【同条第4項第1号】

(ア) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(イ) (ア)の事項の提案をした理事の氏名

(ウ) 理事会の決議があつたものとみなされた日

(エ) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

ウ 理事会への報告の省略の場合の事項【同条第4項第2号】

(ア) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(イ) 理事会への報告を要しないものとされた日

(ウ) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(5) 理事長等の業務執報告の報告

理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第3項により、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款により、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨定めることができる。また、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならないが、理事会への報告の省略によることはできない。

(6) 理事会への出席

平成28年改正法の施行前は、定款に「あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす」旨の規定を設けることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使が認められていたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面による表決は認められなくなった。

なお、定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、この定めがあるときは、理事の全員の事前の同

意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる。（（3）参照）

(7) 議事

理事会の議事は、定款の定めによって有効に成立した理事会で決議する必要がある。定足数を満たさない理事会での決議は無効となる。また、議事の内容は、正確に記録し、整備・保存されていなければならない。【法第45条の14第4項、第5項】

(8) 欠員の補充

役員のうち、定款で定めた役員の員数の1/3以上に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行わなければならない。【法第45条の7】

法第45条の7 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事について準用する。

法第45条の14 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第45条の15 社会福祉法人は、理事会の日（前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、前条

第六項の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

法第45条の16

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

施行規則第2条の3 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第二号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

施行規則第2条の17 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十五条の十四第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第四十五条の十四第三項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ロ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百条

ハ 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百一条第一項

六 法第四十五条の十四第六項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

二 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

施行規則第2条の18 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五条の十四第七項

二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について変更が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

7 競業取引及び利益相反行為

(1) 競業取引

理事は、自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引（以下「競業取引」という。）をしようとするときは、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。（法第45条の16第4項、一般法人法第84条第1項第1号、同第92条第2項）

重要な事実を開示する目的は、理事会が利益相反行為を承認すべきか否かを判断するためと考えられる。そのため、「重要な事実」とは、承認すべきか否かを判断するために必要な事実と解され、具体的には、取引の主な内容（相手方が誰か、取引の目的物は何か、取引数量や価格など）と、競業取引となる具体的な事情の説明などが考えられる。

① 報告をすべき理事

報告すべき理事は、競業取引をした理事である。

② 報告の時期

原則として、取引が終了して報告が可能となってから、最初に開催される理事会。

③ 報告の内容

承認手続に準じて報告するが、承認時点に開示した事実のうち取引の際に変更された点などがあった場合には、当該変更点については丁寧な報告が求められる。

(2) 利益相反行為等

理事は、利益相反取引をするときは、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。（法第45条の16第4項、一般法人法第84条第1項第2号、第3号）

利益相反取引とは下記の取引を指す。

- ・理事が自己又は第三者のために法人と取引しようとするとき
- ・法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をするとき（以下「間接取引」という。）

また、利益相反行為をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。（法第45条の16第4項、一般法人法第92条第2項）

① 報告をすべき理事

法人を代表して取引を行った理事長から報告すれば足りる。

② 報告の時期

原則として、取引が終了して報告が可能となってから、最初に開催される理事会。

③ 報告の内容

承認手続と同様に報告するが、承認時点に開示した事実のうち取引の際に変更された点などがあった場合には、当該変更点については丁寧な報告が求められる。

8 内部管理体制の整備

(1) 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる【法第45条の13第4項第5号及び第5項】。なお、一定の事業規模を超える法人は、会計監査人設置義務対象法人と同様である。【社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第13条の3】。

(2) 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか以下の内容である【施行規則第2条の16】。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
 - ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (3) 法人における作業については、以下のとおりとなる。

① 内部管理体制の現状把握

内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

② 内部管理体制の課題認識

現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

③ 内部管理体制の基本方針の策定

法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備

基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

(参考例)

内部管理体制の基本方針

本〇〇福祉会は、平成〇〇年〇月〇日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本〇〇福祉会の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。

- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。

- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

法第 45 条の 13

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

施行規則第 2 条の 16 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

9 理事、監事、評議員及び会計監査人の報酬

(1) 評議員の報酬

評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければならない。【法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条】

無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(2) 理事の報酬

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる。【法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条】

(3) 監事の報酬

監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる。【法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条】

定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなる。【同条2項】

また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができる。【同条3項】

無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(4) 会計監査人の報酬

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければならない。【法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条】

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている。【法第45条の35第1項】

なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに【法第45条の35第2項】、公表しなければならない。【法第59条の2第1項第2号】

具体的には、以下①から④までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である。【施行規則第2条の42】

なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

ア 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。

イ 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）

を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。)

ウ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

エ 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、現況報告書に記載の上、公表することとなる。

法第 45 条の 8 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 184 条から第 186 条まで及び第 196 条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 16 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条、第 85 条、第 88 条（第 2 項を除く。）、第 89 条及び第 92 条第 2 項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第 88 条の見出し及び同条第 1 項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第 89 条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 18 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条から第 103 条まで、第 104 条第 1 項、第 105 条及び第 106 条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第 102 条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第 105 条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 19 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 108 条から第 110 条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第 109 条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 35 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同

様とする。

3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

法第59条の2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

二 第45条の35第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

施行規則第2条の42 法第45条の35第1項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べるができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第110条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

10 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任

ア 損害賠償責任

理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う【法第45条の20第1項】。

理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（法第38条）、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（法第45条の16第1項）も含まれる。）である。

なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられる。

イ 損害賠償責任の免除

(ア) 総評議員※の同意による免除

理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができない【法第45条の20第4項で準用する一般法人法112条】。

※ 「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数のことである。

(イ) 評議員会の特別決議による一部免除

法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（ウ）において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる【法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項】。

- ・ 理事長 6
- ・ 業務執行理事 4
- ・ 理事、監事、会計監査人 2

これは、理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためである。

理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない【法第45条の20第4項において準用する一般法人法第113条3項】。

なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていない。これは、評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからである。

(ウ) 理事会の決議による一部免除

社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる【法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項】。

この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を要する【同条2項】。

なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、(イ)同様、一部免除に関する定款の定めは認められていない。

(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任

理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般の不法行為（民法第709条）責任以外の責任は負わないと考えられる。

しかし、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、第三者に対して責任を負うこととしている【法第45条の21第1項】。

なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられるが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第644条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定を設けているところである。

法第 45 条の 16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

法第 45 条の 20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十二条から第十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。）」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 112 条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条 前条の規定にかかわらず、役員等の百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの 四

- (1) 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- (2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）
- (3) 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第百十一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

11 一時評議員・一時役員

評議員又は役員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員又は一時役員の職務を行うべき者を選任することができる【法第42条第2項、法第45条の6第1項】。

法第42条

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

法第45条の6

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

12 理事長専決

日々行われる社会福祉法人活動全てに理事会が関与すると、常に理事会を開催する必要が生じるため、ある一定の範囲で理事長に専決権を与えるものであり、定款細則、専決規程を定める必要がある。

以下が、その事例である。

1 「この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員」を除く職員の任免。

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむ

を得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

- ・ 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
- ・ 施設設備の保守管理、物品の修理等
- ・ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

8 予算上の予備費の支出

9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

10 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

11 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

第3節 監事

1 職務

監事は法人の監査機関として次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行及び計算書類の監査

監事には、理事の職務執行の監査や、貸借対照表、収支計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書の監査を行い、監査報告書を作成することが求められている。【法 45 条の 18 第 1 項、法 45 条の 28 第 1 項】

① 会計監査人を設置していない社会福祉法人の監査報告の内容【規則 2 条の 27】

ア 監事の監査の方法及びその内容

イ 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

ウ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

エ 追記情報

オ 監査報告を作成した日

② 会計監査人を設置している社会福祉法人の監事の監査報告の内容【規則 2 条の 31】

ア 監事の監査の方法及びその内容

イ 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査人が監査報告を通知しない場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

ウ 重要な後発事象

エ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

オ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

カ 監査報告を作成した日

③ 財務状況及び理事等の業務執行状況の監査

監事は、理事等（理事長及び業務執行理事）が行う業務の執行状況の報告に併せて、財務状況及び理事等の業務執行状況について監査を実施するよう努めること。【札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱第 4-4-(6)】

監査を行う時期は、何を監査するかにより決まる。

- ・ 理事の業務執行状況、予算の編成及び補正予算の監査（2月または3月）
- ・ 決算書類の監査（決算理事会前の4月または5月）
- ・ 決算書類の開示状況、所轄庁等への提出状況の監査（8月）
- ・ 理事の業務執行状況、予算執行状況、整備・経営・運営状況の監査（9月から12月）

なお、監事監査の報告書は、法人の開設するホームページ等で公開することが望ましい。

(2) 理事と社会福祉法人との間の訴えにおける法人の代表

法人が理事（理事であったものを含む。）に対し、又は理事が法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が法人を代表する。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 104 条第 1 項】

法第 45 条の 18 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 (略)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百

六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第二百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 28 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

施行規則第 2 条の 27 監事（会計監査人設置社会福祉法人（法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

施行規則第 2 条の 31 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。）

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 104 条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかか

ならず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 権 限

(1) 業務財産調査権

監事は、いつでも、理事及び当該法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。【法 45 条の 18 第 2 項】

(2) 理事会招集請求権・理事会招集権

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 100 条】

監事は、この場合、必要があると認めるときは、理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 101 条第 2 項】

監事の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 101 条第 3 項】

(3) 理事の違法行為差止請求権

監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 103 条第 1 項】

(4) 会計監査報告請求権

監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。【法 45 条の 19 第 6 項で準用する一般法人法第 108 条第 2 項】

法第 45 条の 18

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

法第 45 条の 19

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第百九条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があ

ると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 103 条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 108 条

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

3 義務

(1) 理事会への出席義務

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 101 条第 1 項】

(2) 理事会への報告義務

上記「2 権限 (2) 理事会招集請求権・理事会招集権」を参照。

(3) 評議員会における説明義務

監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。【法 45 条の 10】

ただし、下記の通り説明義務を負わない場合がある。

① 当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合【法 45 条の 10 ただし書き】

② その他正当な理由がある場合として規則で定める次の場合【規則第 2 条の 14】

ア 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要があり、かつ、次に掲げるいずれかの場合にも該当しない場合

- ・ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を法人に対して通知した場合
- ・ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

イ 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く）の権利を侵害することとなる場合

ウ 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場

合

エ アからウに掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(4) 評議員会への報告義務

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。【法 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 102 条、規則第 2 条の 20】

法第 45 条の 10 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

施行規則第 2 条の 20 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 102 条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

第 4 節 事務・管理

1 議事録

理事会及び評議員会の議事録は、正確に記録し、整備、保存すること。

(1) 議事録作成に関する留意事項

- ① 開催日時及び場所を明示すること。
- ② 出席者の役職及び氏名を明示すること。
欠席者についても、氏名を明記すること(現員数を明らかにするため)
- ③ 定款の規定により、当該会議が有効に成立している旨明示すること。
- ④ 議長の選任について明示すること。
- ⑤ 提出議案については、議事録の中で具体的に説明すること。

(悪例) 第〇号議案 定款変更について

別紙により説明(やむを得なく別紙とする場合は別紙も議事録の一部として割印を押印して綴ること)～別紙をはずすと定款変更の内容が判断できない。

- ⑥ 重要な質疑応答については、記録すること。(臨場感を保つこと)
- ⑦ 議案が有効に議決されたことを明示すること。
(議案に反対の者がいる場合には、その旨明示すること。賛成〇人、反対〇人など)
- ⑧ 複数ページにわたる場合は、議長及び署名人の印によりページ間に割印を押印すること。

(2) 定款変更認可申請等にあたって議事録を提出する場合の留意事項

- ① 原則として、議事録の謄本を提出すること。
- ② 理事長名及び理事長印で原本証明を行うこと。

(3) 評議員会の議事録

評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。【法第45条の11第1項】

議事録は、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない【法第45条の11第2項】。また、評議員会の日から5年間、議事録の写しを従たる事務所に備え置かなければならないが、当該法人が当該議事録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要である【同条第3項】。

評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができる【同条第4項】。

- ① 議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- ② 議事録が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法【施行規則第2条の3】により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求

議事録は、書面又は電磁的記録により作成し、下記の事項を内容とするものでなければならない。

【施行規則第2条の15第2項】

ア 通常の評議員会の事項【同条第3項】

- (ア) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (イ) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- (ウ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (エ) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ・ 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見
 - ・ 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由
 - ・ 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見
 - ・ 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。）
 - ・ 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果
 - ・ 監事による監事の報酬等についての意見
 - ・ 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見
 - ・ 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見
- (オ) 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- (カ) 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- (キ) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

イ 評議員会の決議の省略の場合の事項【同条第4項第1号】

- (ア) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (イ) (ア)の事項の提案をした者の氏名
- (ウ) 評議員会の決議があったものとみなされた日

(エ) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

ウ 評議員会への報告の省略の場合の事項【同条第4項第2号】

(ア) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(イ) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(ウ) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(4) 理事会の議事録等

※ 詳細は、「6 理事会の運営 (4) 理事会の議事録等」を参照のこと。

法第45条の11 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第1項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつつているときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第1項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

法第45条の14 6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

法第45条の15 社会福祉法人は、理事会の日（前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、前条第6項の議事録又は同条第9項において準用する同法第96条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前

項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

施行規則第2条の3 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第31条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第34条の2第2項第3号

二 法第34条の2第3項第2号

三 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第194条第3項第2号

四 法第45条の11第4項第2号

五 法第45条の15第2項第2号

六 法第45条の19第3項第2号

七 法第45条の25第2号

八 法第45条の32第3項第3号

九 法第45条の32第4項第2号

十 法第45条の34第3項第2号

十一 法第46条の20第2項第2号

十二 法第46条の26第2項第3号

十三 法第51条第2項第3号

十四 法第54条第2項第3号

十五 法第54条の4第3項第3号

十六 法第54条の7第2項第3号

十七 法第54条の11第3項第3号

施行規則第2条の15 2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。)

ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。)

- ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 102 条
- ニ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 105 条第 3 項
- ホ 法第 45 条の 19 第 6 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 109 条第 1 項
- ヘ 法第 45 条の 19 第 6 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 109 条第 2 項
- 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名
 - ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
- 二 法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 195 条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

施行規則第 2 条の 17 法第 45 条の 14 第 6 項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第 45 条の 14 第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第 45 条の 14 第 3 項の規定により理事が招集したもの
 - ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 3 項の規定により監事が招集したもの
 - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 92 条第 2 項

- ロ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条
- ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 1 項
- 六 法第 45 条の 14 第 6 項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
- 七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
 - 二 法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 98 条第 1 項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

施行規則第 2 条の 18 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第 45 条の 14 第 7 項
- 二 法第 46 条の 18 第 5 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 95 条第 4 項
- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 財産管理

- (1) 財産目録は、全ての財産について、正確に把握し、作成すること。
- (2) 不動産台帳は、1筆、1棟ごとに登載し、かつ、登記簿と一致していること。
- (3) 社会福祉事業の用に供すべき財産の用途を変更し、又は他人に使用させてはならないこと。
- (4) 役員等の個人資金と混交使用しないこと。
- (5) 基本財産が増加した場合は、速やかに定款を変更し、ただちに定款変更届を札幌市長あてに提出すること。
- (6) 基本財産処分(担保提供)承認を得ずに、基本財産を処分あるいは担保に供しないこと。
- (7) 公益事業用財産及び収益事業用財産は、他の財産と明確に区分されていること。

- (8) 負債等については、借入額、返済額、借入先、利息、借入目的等について正確に把握していること。
- (9) 備品等の管理についても適切に行われていること。

3 書類等の管理

- (1) 施設運営上、整備しておく書類
法人設立後、施設が開設するまでに施設運営に必要な書類を整備することが求められる。
なお、実施する事業の種別によって、整備する書類に若干の違いがあるが、本書では基本的な三つの区分に基づいて、必要書類の例示を挙げる。

施設運営上、次のものが必要になる。

① 管理に関する帳簿

ア 事業日誌

イ 沿革に関する記録

ウ 職員の勤務状況、給与等人事に関する書類

エ 定款(定款変更等の認可書を暦年順につづり、保管しておくこと。)

オ 施設運営に必要な諸規程

管理規程を定め、法人及び施設の組織、運営、管理等について、明文化しておくこと。

就業規則、給与規程、個人情報保護規程、防火管理規程等について、関係法令等に従い、かつ、実態に適合したものを作成すること。

職員の処遇が労働基準法等関係法令、通知等に則して、適正に行われていること。

カ 苦情解決の仕組み及び第三者委員の設置

キ 重要な会議に関する記録

ク 月間及び年間の事業計画及び事業実績表

ケ 非常災害関係書類(災害予防設備の整備、点検を行い、また、実際的な訓練等を実施し記録すること。)

コ 関係行政に対する報告文書等

② 利用者に関する帳簿

ア 利用契約書、重要事項説明書、利用者名簿

イ 利用者台帳(利用者の生活、処遇に関する事項の記録)

ウ 個別処遇計画、個別支援計画など

エ サービス提供記録など

オ 献立その他給食に関する書類

カ 利用者の健康管理に関する記録

③ 会計経理に関する帳簿

ア 主要簿、伝票(総勘定元帳、仕訳伝票)

イ 補助簿(現金出納簿、借入金台帳他、各種台帳)

ウ 証憑書類(契約書、領収書等)

エ 予算・決算書

オ その他、社会福祉法人会計基準で定められている書類

(2) 備え付け帳簿等の種類と文書保存年限

社会福祉施設は、施設ごとにその設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿・名簿(上記①～③に掲げる文書)を列記し、かつ法令に基づく保存年数を表記した「備え付け帳簿等の種類と文書保存年限」を整備しておかなければならない。

4 経営管理

経営の原則

- (1) 事業を確実に行う
- (2) 事業を効果的かつ適正に行う
- (3) 自主的にその経営基盤の強化を図る
- (4) 提供する福祉サービスの質の向上を図る
- (5) 事業経営の透明性を確保する

以上が経営の原則であるが、以下がその歴史的経緯である。

昭和 26 年、社会福祉事業法制定時においては、社会福祉事業が慈善的な性格を持つことから公共性を持つものとして近代化が進められ、行政による社会福祉事業に関する制度が整備されていったが、行政によると一律的になるきらいがあるので、多様な社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、民間による自主性を活かした自由な活動ができるよう近代化に向けた組織整備を図る必要性があった。そのため次の理由により特別な法人類型である社会福祉法人が創設された。その目的とは以下のとおりである。

- ① 民間の社会福祉事業の経営については、その自主性や創意工夫が本来重視されるべき。
- ② 社会福祉事業というのは、個人の尊厳を保持し、公共の福祉を増進するという経営理念により運営されるものであるから、公共性が高い事業である。

上記の理念のもと、社会福祉法人が創設されたが、当初は行政の行う事業経営の委託(措置)を実質的に法人業務の中心に置いたため、行政事務の受託者としての性格が強くなり、自主的な判断による事業の拡充や、経営の効率化、透明性の確保が整っていない環境にあった。今後は、福祉サービスが利用者と事業者との契約によって利用・提供されることが基本となってくることに鑑みれば、契約の相手方である利用者から選択されることを確保するためには、福祉サービスの質を保持しつつ、事業経営の効率化し、自主的に経営基盤を強化していく積極的な姿勢が求められている。

一方、地域福祉の推進が社会的に強く要請されており、地域における福祉需要にきめ細かくこたえられる福祉サービス供給体の存在は不可欠となってきており、さらには、福祉制度の狭間に落ちてしまった人々に対する柔軟な支援も今日的な課題となっており、これらに対応すべく個々の事例に柔軟に対応できる組織や専門職の要請が不可欠になってきている。従って、社会福祉法人は、本来、民間の社会福祉事業経営者として有する自主性・自律性を回復することによって、社会福祉事業にかかる福祉サービスの供給確保の中心的役割を担うのみならず、地域の様々な福祉の需要にきめ細かく対応し、福祉制度の狭間に落ちてしまった人々に対する柔軟な支援をも創意工夫を凝らした福祉経営の下で行うことにより、地域における福祉需要を満たすことを本分とする存在として、今日、捉えられるべきものである。このように社会福祉法人には高い公

益性を有する特別の法人類型としての重要性が課されてきており、そういった役割に応じて、税制上の優遇処置が行われていると言える。また、施設整備等には多額の公費が投入されており、社会福祉法人は経営に自主性が確保されるべき民間法人の中では、特に経営の透明性が確保されなければならない。

上記の理由により「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」と規定されている。【法第 24 条第 1 項】